

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 寄居岡部深谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市本郷字渡瀬西一八七〇番地先まで	深谷市本郷字形屋二二四九番地先から	区 間
一〇・一一〇 二三・一六	七・七五〇 八・八三〇	敷地の幅員 (メートル)
一八七・六		延長 (メートル)
道路改良工事である。		備 考